

東松山市スポーツ少年団補助金交付に関する内規

(目的)

第1条 東松山市スポーツ少年団は、各スポーツ少年団の普及・育成、及び団活動の活性化を図るため、次の事業に対し補助金を交付する。

- 1 各少年団の運営事業「活動費補助金」
- 2 県大会等への選手派遣事業等「派遣費補助金」
- 3 その他、本部長が必要と認めるもの

(申請方向)

第2条 補助金の申請は、次のとおりとする。

- 1 活動費補助金は、各団体の総会資料（決算・予算資料のあるもの）を添付し、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。
- 2 派遣費補助金は、予選大会の結果及び出場大会が明記された資料を添付し、また埼玉県スポーツ少年団リーダースクールに参加する場合は、補助金交付申請書（様式1号）により申請するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助金の額については、別表のとおりとする。

(交付の決定通知)

第4条 交付決定については、本部長の専決とし、申請者宛に交付の決定を通知する。

附則 この内規は、平成11年5月15日から施行する。

この内規は、平成27年5月24日から適用し、10月8日から施行する。

この内規は、平成29年5月21日から施行する。

別表

補助区分	対 象	金 額
活動費補助金	当該年度内での運営に対し補助を行う。	当年度の予算額に応じて、常任委員会において協議し決定する。
派遣費補助金	<p>① 予選を勝ち抜き、県大会・関東大会・全国大会に出場する選手、団体に対して補助を行う。</p> <p>② 埼玉県スポーツ少年団リーダースクール参加者に対し、参加費の一部を補助する。</p>	<p>① 大会派遣費 (団体補助) 県大会 10,000 円 関東大会 20,000 円 全国大会 30,000 円 (種目毎に年度内1回を限度とする)</p> <p>(個人補助) 県大会 2,000 円 関東大会 3,000 円 全国大会 5,000 円 (個人毎に年度内1回を限度とする)</p> <p>② 県リーダースクール参加者 参加費の1/2 (年度内1回を限度とする)</p>